

三条市震災対応マニュアル
(自治会編)

令和5年4月
三 条 市

目 次

第1 災害警戒（対策）支部	1
1 災害警戒（対策）支部の設置基準	2
2 災害警戒（対策）支部の設置場所	2
3 災害警戒（対策）支部の所管地域等	3
第2 自治会長の役割	4
1 活動する基準となる震度等	4
2 被害状況報告	4
3 応急処置（自主防災組織が組織化されていない地区）	4
4 避難情報の伝達	4
第3 避難所	5
1 避難所の開設順位	5
2 避難所の役割	5
3 自治会長の避難先	5
4 第2次避難所	6
第4 自主防災組織が設立されていない地区の自治会の役割	6
参 考	
1 自治会連絡網（例）	7
2 災害時要援護者名簿登録者の範囲	8
3 関係機関連絡先	8

本マニュアルは、災害時における自治会に協力いただきたい基本的活動項目を記載したものです。

他方、災害時にはどのような事態が発生するか想像できません。このマニュアルに記載している事項以外であっても、「自分の身は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」の認識の下、適時適切に行動していただければ幸いです。

また、自治会長の交代時におきましては、災害対応マニュアル、災害時要援護者名簿、戸別受信機等について、後任の方に適切に引き継いでいただきますようお願いします。

第1 災害警戒（対策）支部

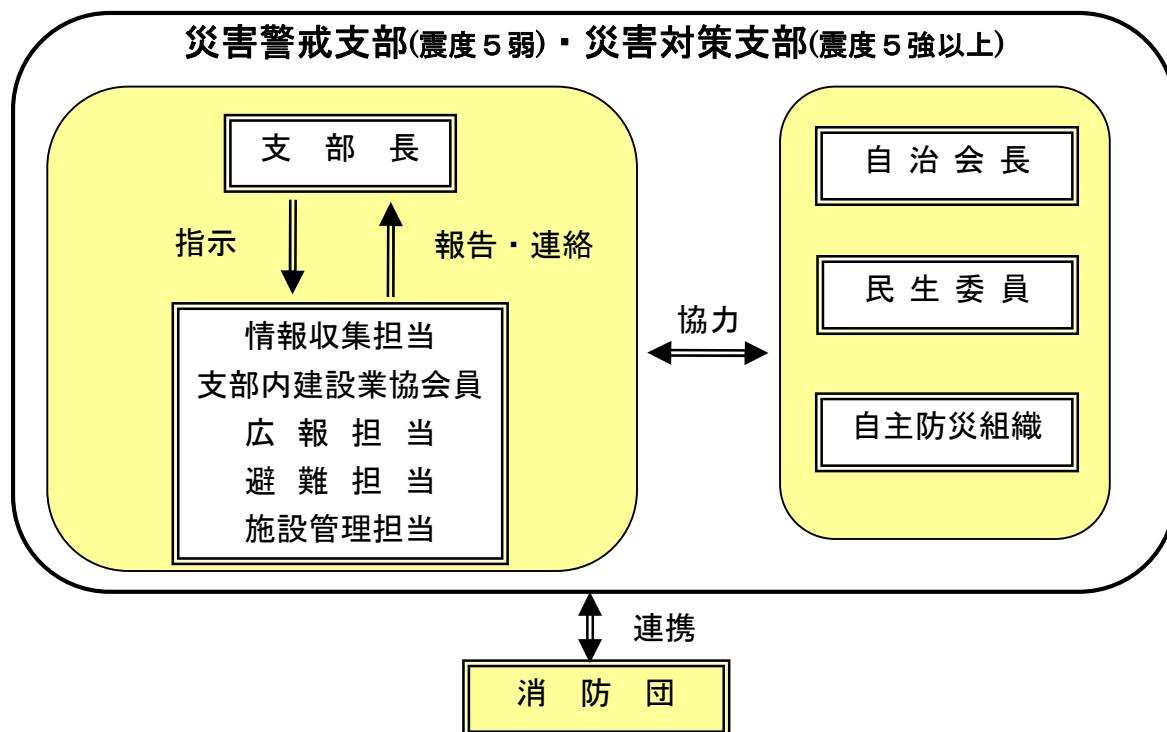
三条市の災害対策体制として、市内で震度5弱の地震が発生した場合は、市役所に第2次配備体制となる災害警戒本部を設置すると同時に、市内10地区に災害警戒支部を設置します。

また、市内で震度5強以上の地震が発生した場合は、第3次配備体制となる災害対策本部を設置すると同時に市内10地区に災害対策支部を設置します。

この災害警戒（対策）支部は、市職員を配置し、各地区における被害状況等の情報収集、市から住民等への広報、災害時要援護者対策等を行う地域の拠点として、自治会長を中心とする地域の協力を得ながら活動します。また、第1次避難所としての機能を併せ持ち、災害警戒（対策）支部開設と同時に避難所としての対応も可能となります。

自治会長には、震度5弱以上で災害警戒（対策）支部を設置した場合は、その構成員となっていただき、活動拠点は自宅等とし、支部に詰める必要はありませんが、支部との連携をより密にし、行政と地域とのパイプ役として活動していただきます。

○支部の構成



1 災害警戒（対策）支部の設置基準

配備体制	基準震度	体制内容	備 考
第1次配備	震度4	警戒体制	3観測地点のいずれかで基準震度に達した場合に設置
第2次配備	震度5弱	災害警戒本部	3観測地点のいずれかで基準震度に達した場合に設置
		災害警戒支部	
		第2次避難所	震度5弱を観測した地域内のみ設置
第3次配備	震度5強以上	災害対策本部	3観測地点のいずれかで基準震度に達した場合に設置
		災害対策支部	
		第2次避難所	震度5弱以上を観測した地域内のみ設置

※地震観測地点：三条市西裏館（三条地域）・三条市新堀（栄地域）・三条市荻堀（下田地域）

2 災害警戒（対策）支部の設置場所〔第1次避難所を兼ねる。〕

支部名	施設名	電話番号	備考
東支部	第二中学校	33-1248 46-8616(内線6300)	
南支部	第一中学校・嵐南小学校	33-1093 46-8616(内線5990)	
西支部	ものづくり拠点施設（旧南小）※	32-0908 46-8616(内線6610)	
中北支部	中央公民館 〔避難所：体育文化会館〕※	32-4811 46-8616(内線6460)	
井栗支部	第四中学校	38-8105 46-8616(内線6320)	
本成寺支部	西鰐田小学校※	33-2050 46-8616(内線6080)	
大崎支部	大崎学園※	38-6340 46-8616(内線6100)	
大島支部	大島中学校※	33-2317 46-8616(内線6350)	
栄支部	栄庁舎 〔避難所：農村環境改善センター〕※	45-4111	
下田支部	下田庁舎 〔避難所：下田公民館〕※	46-2511 46-5906	

※ペット同行避難対応避難所

3 災害警戒（対策）支部の所管地域等

支部名	行政区名（自治会長設置単位）	避難情報の発令単位
東支部	一ノ門 1・2 林町 1・2 仲之町 横町 1・2 神明町(下町) 神明町(神明町) 旭町 1・2 田島 1 田島 2 東三条 1・2 興野 1~3 北中 新光町 嘉坪川 1・2	嵐北地区
南支部	北四日町 四日町 南四日町 1・2 南四日町 3・4 北新保 1 北新保 2 南新保 東新保 曲渕 1 曲渕 2	嵐南地区
西支部	島田 1 島田 2 島田 3 大野畠 由利 西四日町 1 西四日町 2 西四日町 3 西四日町 4 西本成寺 1・2 条南町 桜木町 直江町 1~4 土場	嵐南地区
中北部	本町 1(上町) 本町 2(大町) 本町 2(田町) 本町 3(一ノ町) 本町 4(二ノ町) 本町 5(三ノ町) 本町 5・6(四ノ町) 本町 6(五ノ町) 本町 6(六ノ町) 本町 6(鍛冶町) 八幡町(八幡小路) 元町(古城町) 元町(日吉町) 元町(三ヶ町) 居島 東裏館 1~3 西裏館 1~3 荒町 1・2 石上 1~3 栗林	嵐北地区
井栗支部	塚野目 1~6 鶴田 1 鶴田 2・3 鶴田 4 西潟 井栗 1~3 北野 白山 須戸 柳場 柳川 三貫地 三柳 牛ヶ島 上保内 みずほ 下保内	井栗地区
本成寺支部	東本成寺 西中 五明 下新田 東鱈田 東鱈田 2 西鱈田 金子 袋 南入蔵 入蔵新田 長嶺 吉田 如法寺 月岡 1 月岡 3・4 月岡 2 諏訪 3 諏訪 1 諏訪 2 片口 新保 枝郷 緑ヶ丘 曲渕 3	本成寺地区
大崎支部	西大崎 1 西大崎 2 西大崎 3 東大崎 1・2 麻布 松ノ木町 上野原 柳沢 箕場 中新 下坂井 北入蔵 1・2 北入蔵 3 三竹 1 三竹 2・3	大崎地区
大島支部	上須頃 須頃 1 下須頃 須頃 2・3 大島 井戸場 代官島 荻島	大島地区
栄支部	鬼木新田 鬼木 尾崎 今井 今井野新田 泉新田 岡野新田 貝喰新田	栄北地区
	小古瀬 中島 千把野新田 善久寺 芹山 渡前 中曾根新田 福島新田甲 浦新田 福島新田丙 新堀 美里 東光寺 若宮新田 一ツ屋敷新田 猪子場新田	栄中央地区
	小滝 高安寺 大面 北潟 矢田 吉野屋 蔵内 茅原 戸口 安代 前谷内 帯織 山王 岩淵 栄荻島	大面地区
下田支部	檜山 花渕 上組 中組 下組 中野原 荻堀上 荻堀下 原上 原下 桑切 笹巻 福沢 大沢 長沢 駒込上 駒込中 駒込下 広手 大平 高屋敷 滝谷 島潟 福岡 高岡 下大浦 馬場 上大浦	長沢地区
	遅場 蓬谷 濁沢 早水 牛野尾 長野 名下 栗山 塩野渕 笠堀 大谷地 南五百川 北五百川 院内 森町 田屋 棚鱗 荒沢 小長沢 庭月 八木前	森町地区
	江口 島川原 南中 上飯田 中飯田 下飯田 鹿峠 小外谷 曲谷 牛ヶ首 落合 上谷地 蝶名林 中浦 新屋 鹿熊	鹿峠地区

第2 自治会長の役割

1 活動する基準となる震度等

自治会長は、その地域の震度が5弱以上のときに、自宅等で災害対応活動を行います。

震度情報は、テレビやラジオで確認し、また同報系防災無線の戸別受信機と屋外受信子局で、3観測地点のうち1か所でも震度4以上のときに、3観測地点それぞれの震度を放送しますので、その地域の震度が5弱以上のときに、災害対応活動を行うこととし、支部からの電話連絡は行いません。

2 被害状況報告

- (1) 地域住民等から自治会長へ被害発生の連絡があったら、担当の支部へ電話等で報告します。被害がない場合でも、概ね1時間後を目途に支部に連絡します。
- (2) 被害の内容によっては、消防、警察、ライフライン等の関係機関への通報を優先します。

3 応急措置（自主防災組織が組織化されていない地区）

- (1) 被害発生の連絡があったら、自身に危険のない範囲内で、事故防止のため、立ち入りを制限する等の応急措置を実施します。
- (2) 道路の陥没や橋梁の破損等で交通規制を行う必要がある場合は、市建設課、消防本部（消防団を含みます。）が対応しますが、被害状況等の程度によっては、災害警戒（対策）支部からの協力要請に基づき、自治会長がロープ等での通行止めを実施します。

また、自治会長が急を要すると判断し、事故防止のために交通規制を実施したときは、速やかにその旨を災害警戒（対策）支部に報告します。

4 避難情報の伝達

避難指示、緊急安全確保に伴う情報伝達や避難誘導は、土砂災害や火災発生等の危険な場所での活動となりますし、発令対象範囲もある程度限定できるので、基本的には、同報系防災無線による放送や消防職団員等が行うこととします。

発令対象範囲が広域で、行政のみでは対応できないようなときに、その都度、支部から連絡し、自治会や民生委員からできる範囲で協力をしてもらいます。

なお、地震の際は、自主避難以外で、市長が避難指示等を発令する場合は緊急に避難する必要があることから、水害時と異なり、「高齢者等避難」の発令は想定できません。

【避難指示、緊急安全確保の発令基準】

- ・火災が随所に発生し、炎上拡大の危険があり、人的被害が予測される場合
- ・火災拡大地域の風下に隣接し、延焼危険の大きい場所
- ・避難経路を断たれる危険のある場合
- ・爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある場合
- ・酸素欠乏又は有毒ガス、危険物等が多量に流出し、広域にわたり人的被害が予測される場合
- ・地盤沈下、余震による建物の倒壊等により人的被害が予測される場合
- ・地すべり、かけ崩れ等により著しく危険が切迫している場合
- ・水道、ガス、電気等のライフライン施設の被害が著しく、被災地域での避難生活が困難な場合

第3 避難所

1 避難所の開設順位

避難所は、①第1次避難所、②第2次避難所、③その他避難所に分類します。

第1次避難所は、震度5弱以上で支部設置と同時にすべて開設します。

第2次避難所は、震度5弱以上の地域にのみ設置します。

その他避難所は、対象地域内の第1次・第2次避難所の避難者数や災害の規模等を考慮し、必要と判断したところから開設していきます。したがって、開設前にこの避難所に避難されても、職員数にも限りがあり、直ぐに職員を配置し、対応することが難しい状況にありますので、できるだけ第1次・第2次避難所に避難するよう住民の理解と協力も必要となります。開設する避難所は、同報系防災無線等を通じて周知します。

自治会の判断で、状況に応じて地域の集会所等(市が開設した避難所以外の避難所)に避難された場合は、避難した場所やおよその避難者数を支部へ報告してください。

2 避難所の役割

避難所は、避難者の避難先としての本来の役割のほかに、避難者はもちろん、避難所に避難されなかった被災者に対しても、食料、日常生活品等の物資などを配布する拠点となります。

また、災害関連情報も、燕三条FM等で広報しますが、避難所でも平成16年に発生した7・13水害では「災害復興ニュース」として紙面による情報提供を行ったように、情報発信の拠点にもなりますので、住民の方々からも、それらの物資や情報を避難所に取りに来てもらうことが基本になります。

3 自治会長の避難先

自治会長は、支部に参集せず、活動の拠点は自宅等となります。もしも避難するような状況になったら、極力、第1次・第2次避難所へ避難してください。また、避難先を支部へ連絡してください。

4 第2次避難所

地区名	施設名			
東地区	子育て拠点施設（あそぼって）	三条商業高校		
南地区	勤労青少年ホーム	三条高校		
西地区	旧第一中学校武道場及び体育館			
中北地区	上林小学校	裏館小学校		
井栗地区	旭小学校	井栗小学校	塚野目保育所	保内小学校
本成寺地区	総合福祉センター	月岡小学校		
大崎地区	三条東高校	大崎会館		
大島地区	須頃小学校	大島小学校		
栄地区	栄北小学校	大面小学校		
下田地区	大浦小学校	長沢小学校	笹岡小学校	旧荒沢小学校
	森町小学校	飯田小学校		

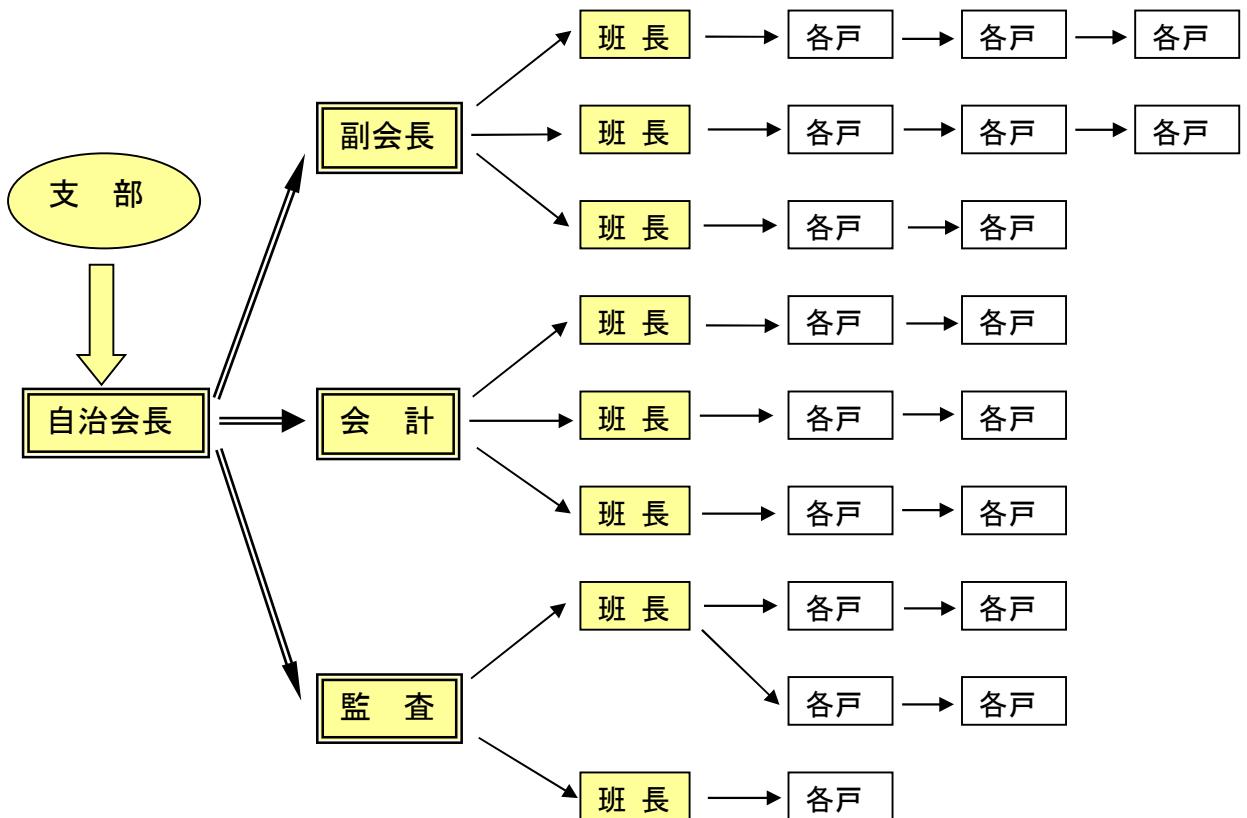
※避難対象地域を限定するものではないので、最寄りの避難所に避難してください。

第4 自主防災組織が設立されていない地区の自治会の役割

自主防災組織がまだ設立されていない自治会については、自主防災組織の役割も自治会から担っていただくことになることから、「震災対応マニュアル（自主防災組織編）」に基づき、災害時に行動できるような体制を整えておいてください。

〔参考〕

1 自治会連絡網（例）

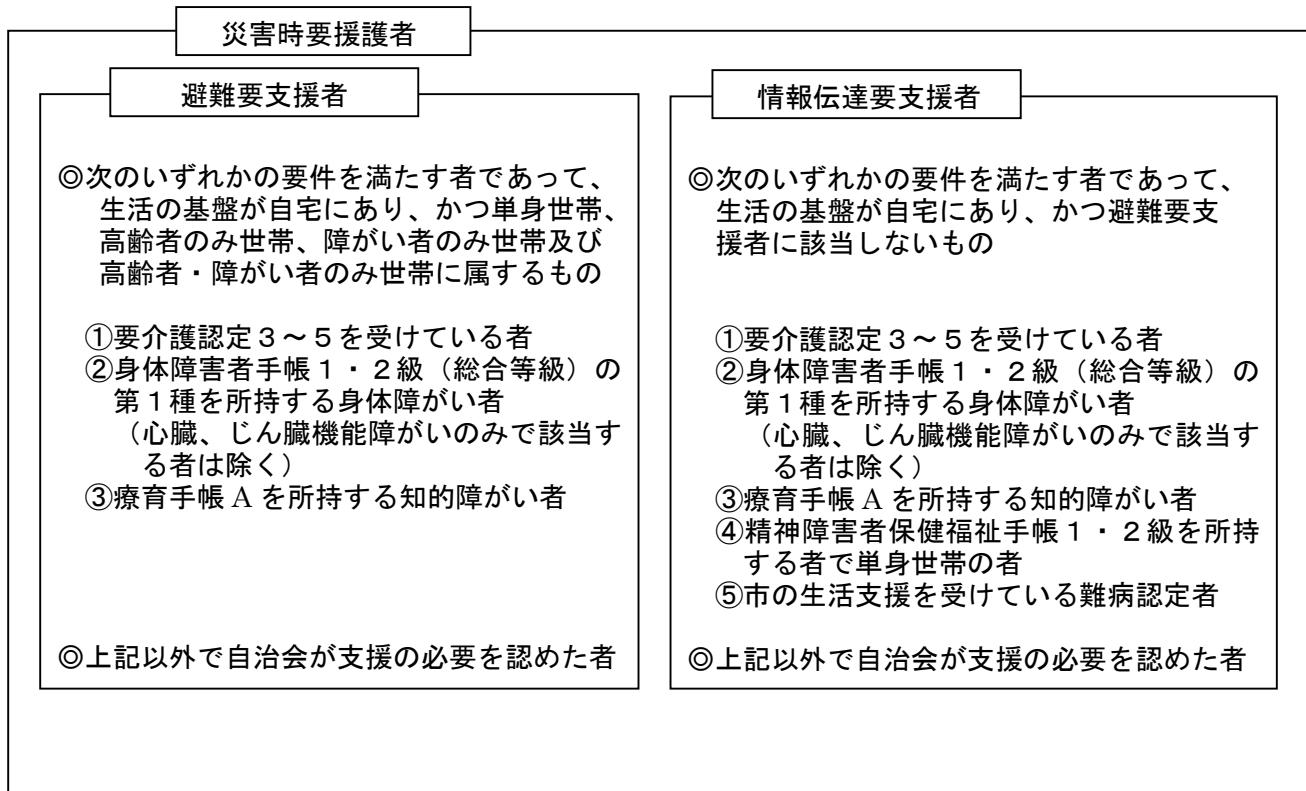


○ 不在時の代理等

- ① 自治会長不在時は、支部から副会長へ、副会長から会計及び監査へ
- ② 自治会長及び副会長不在時は、支部から会計へ、会計から監査及び副会長担当の班長3人へ
- ③ 班長や各戸の間で連絡が取れない場合は、その次に連絡し、後から掛け直す。

※ 自治会長等が不在の場合の連絡順位を、第3順位まで決めて、支部長に報告する。

2 災害時要援護者名簿登録者の範囲



3 関係機関連絡先

機 関 名	電 話 番 号
三条市役所三条庁舎	3 4 - 5 5 1 1
三条市役所栄庁舎	4 5 - 4 1 1 1
三条市役所下田庁舎	4 6 - 2 5 1 1
三条市消防署	3 4 - 1 1 1 1
三条警察署	3 3 - 0 1 1 0
東北電力ネットワーク(株)	0 1 2 0 - 1 7 5 - 3 6 6
東日本電信電話(株)新潟支店	電話の故障時「1 1 3」 電話の移転等「1 1 6」
北陸ガス(株)長岡支社三条事務所	3 2 - 2 2 1 1
栄ガス消費生活協同組合	4 5 - 2 0 4 9
三条市上下水道課	4 6 - 5 9 0 0